

8 果樹集出荷貯蔵施設整備

1 事業の内容

集出荷施設
貯蔵施設(予措保管施設、低温貯蔵施設など)
選別、調整及び包装施設 など
建物の規模は概ね1棟100㎡以上



2 事業実施主体

市町、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業公社、土地改良区、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体等

3 事業採択要件

原則として、受益農家が5戸以上
産地構造改革計画及び経営改革計画が策定され、農林事務所長が受理していること
受益面積は、概ね10ha以上(中山間地域等の一部品目は概ね3ha以上)
総事業費は、原則として5千万円以上
交付対象上限事業費が原則として計画処理量1tにつき170千円(かんきつの場合)他主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域であること
果樹収穫共済の加入率が県平均以上又は平均以上となることが確実と見込まれること

4 補助率

事業費の1/2以内

5 達成すべき成果目標基準(主なもの)

採択は成果目標と現況値からなる「配分基準」等に応じて得られるポイントの高い順。
配分基準は事業内容ごとに設定された中から2つまで選択する。

(配分基準の例)

- 当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加
- 全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品の割合を1ポイント以上増加
- 全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加
- 当該品目の生産コスト又は流通コストを5%以上縮減
- 当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減
- 当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加
- 当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加
- 当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加

< 問い合わせ先 >

静岡県 農林事務所(課) 電話: - - -、FAX: - - -
静岡県経済産業部農林業局みかん園芸課 電話: 054-221-3299、FAX: 054-221-1351

詳細については<問い合わせ先>にお問い合わせください。